

ロードサービス利用規程

第1条 目的

このロードサービスは、路上に於いて事故や故障があった場合に、業務提携先の専門業者が現場に直接出動し、レッカー移動・出張修理をするものである。このサービスを維持することを目的として、本規程を定める。

第2条 レッカー移動

- (1)事故で自力走行不能な場合のレッカー代 30km以内は、無料（超過分は、修理費を合算し協定共済価額を限度とする）
- (2)故障で（明らかな整備・点検不良を除く）自力走行不能な場合のレッカー代 30km以内は、無料（30kmを超えた分は自己負担とする）

第3条 出張修理

- (1)出張修理とは、故障で現場にて修理が可能な場合をいう。
- (2)修理時間が30分までは無料（30分を超える修理代・部品代等は自己負担とする）

第4条 有料の出張修理

- (1)雪道、泥道での脱出不能は、事故にも故障にも該当しない。
- (2)河川敷・造成地・車の走行に不適な場所や飲酒運転、戦争・津波・噴火の場合も対象としない。
- (3)特殊なインロック開錠（セキュリティ装置付き「警報装置」や特定の外車）
- (4)下記の出張修理は1回の出動につき、3,000円を自己負担し、本組合から所属組合に請求する。
 - ①路上以外で出張修理をした場合
 - ②路上に於けるバッテリー・ジャンピングを1年間に2回以上、出張修理をした場合
 - ③路上に於けるヘッドライト交換を昼間出張修理をした場合
 - ④ガス欠で出動した場合
 - ⑤パンク（タイヤが1本）して出張修理をした場合

第5条 ロードサービスの電話番号は、本組合の組合員以外に教えてはならない。

付 則

1. この規程の改廃は理事会にて行う。
2. この規程は平成 15 年 10 月 24 日より施行する。
3. 平成 19 年 8 月 22 日改定
4. 平成 30 年 2 月 27 日改定